

令和7年度 第10期 北見地域市民・町民後見人養成研修実施要項

1 目的

認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が不十分な方の意思決定支援をはじめ、権利や財産を守る「成年後見制度」において、地域に身近な立場できめ細やかな支援を行う「市民・町民後見人」への期待が高まっています。

平成25年度より実施している本研修は、令和6年度からは訓子府町・置戸町民も対象とし、成年後見制度を含む権利擁護に関する知識等を深めることや、受任活動を担う人材の育成に取り組んでいますが、北見地域における「地域後見体制」の一層の充実強化を図ることを目的として、次のとおり第10期目となる市民・町民後見人養成研修を実施します。

2 主催

北見地域成年後見中核センター（社会福祉法人北見市社会福祉協議会）

3 開催日程・場所

1) 開催日程（計5回）

令和7年8月31日（日）・9月7日（日）・9月21日（日）・10月5日（日）・10月19日（日）

（その他、単位には含まない補講として令和7年9月11日（木）14：00～15：30に家庭裁判所の見学を行いますのでご都合のつく方はご参加ください。）

2) 場所

北見市総合福祉会館 研修室（北見市寿町3丁目4番1号）

※研修は、受講生同士の対話をとおしてより一層理解を深めることを目的とし、基本的には参集にて開催とします。事情により会場に赴くことが難しい方に関しては、オンラインによる受講等の相談も可能です。

4 募集定員及び期間等

概ね20名

申込受付期間：令和7年7月7日（月）～令和7年8月8日（金）

申込方法：持参・郵送・FAX・Eメールによる

5 研修科目及び講師

研修科目は、国が定める基本カリキュラム及び令和6年度に実施した北見市版カリキュラムに準拠し、市民・町民後見人としての基礎を学ぶために必要な研修内容とします。

講師は、弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職及び成年後見制度関係機関職員等が担当します。

6 広報・事前説明会・募集・選考等

(1)住民に対し、広報誌やホームページなど様々な機会を通じて養成研修の周知に努めます。

(2)募集定員を超えた場合は先着順とします。定員内の申込数の場合、原則選考は行わないこととします。

(3)受講者には、募集締め切り後に、「受講決定通知」を送付します。

7 受講者の要件

研修は、次の各項目をすべて満たす方が受講できます。

- (1) 高齢者や障がい者福祉に理解と熱意のある方
- (2) 北見市内・訓子府町内・置戸町内に居住し、おおむね25歳から75歳までの方
- (3) 補講をのぞく全ての研修過程を受講できる方
- (4) 次の成年後見人等の欠格条項に該当しない方

ア 家庭裁判所から未成年後見人、成年後見人、保佐人、補助人を解任されたことがない者

イ 破産者

ウ 被後見人等に対して訴訟をし、又はした者並びにその配偶者及び直系血族

※専門職の方のお申込みは、市民・町民後見人として活動を希望される方とします。

8 受講料

無料とします。

9 修了要件等

全ての講義を受講することを原則とします。

全課程を終了した方には、「修了証」が交付されます。

10 その他

感染症に配慮のうえ開催しますが、感染症対策等の情勢によってはオンライン、DVD視聴等による代替研修、または、研修日程の延期、中止となる場合があります。

11 問い合わせ先・事務局

社会福祉法人北見市社会福祉協議会 北見地域成年後見中核センター

〒090-0065

北見市寿町3丁目4番1号

電話 : 0157-61-8182 Fax : 0157-57-3611

メール : m.shinya@kitami-shakyo.or.jp

訓子府町役場 福祉保健課高齢者支援係

〒099-1498

常呂郡訓子府町東町398番地

電話 : 0157-47-5555

メール : fukushi@town.kunneppu.hokkaido.jp

置戸町地域福祉センター

〒099-1100

常呂郡置戸町字置戸246番地の3

電話 : 0157-52-3333

メール : houkatsu@town.oketo.hokkaido.jp